

# 法科大学院の認証評価

I	はじめに	山本崇晶
1	本稿の目的	
2	認証評価の現状	
II	認証評価のあり方	山本崇晶
1	国民のための認証評価	
2	法曹養成教育にしっかり取り組んでいるか	
3	厳格な成績評価・修了認定をしているか（ポイントその2）	
III	「法曹養成教育」という評価基準	江森史麻子
1	「法曹養成教育」という評価分野とその中の唯一の評価基準	
2	評価分野・評価基準の位置づけ	
3	評価の方法	
4	トライアル評価での概況	
5	「法曹養成」に意識を向ける必要性	
6	法曹に必要な資質・能力についての仮説 - 2つのマインド・7つのスキル	
IV	評価と資料	持田光則
1	はじめに	
2	トライアル評価初期段階の資料収集	
3	評価機関としての資料保管の要請	
4	他の評価機関との調整	
5	最後に	
	別紙	
V	認証評価基準（主として多段階評価）の期待するもの	青戸理成
1	はじめに	
2	認証評価基準の区分と位置づけ	
3	合否判定の基準	
4	多段階評価の基準	
5	認証評価基準の期待するもの	
6	最後に	
VI	認証評価と司法試験の関係についての雑感	石井邦尚
1	はじめに	
2	司法試験結果は法科大学院の評価をあらわすか	
3	法科大学院の真価は何によって問われるべきか	
4	エンドユーザーの関心	
5	認証評価の役割	
6	最後に	

## I はじめに

山本崇晶

### 1 本稿の目的

本稿では、法曹養成のプロセスの質を担保するために設けられた「認証評価」の現状及び将来展望について述べる。

なお、本稿は、執筆者個人の感想や意見を披露するものであり、日本弁護士連合会や法曹養成対策室としての見解を述べるものではないことをお断りしておく。

### 2 認証評価の現状

認証評価は、法科大学院で法曹養成がしっかりとなされ厳格な成績評価・修了認定がなされていることを、文部科学大臣の認証を受けた第三者機関（認証評価機関）が評価し公表することによって担保しようとする制度であり、評価結果を踏まえて文部科学省による改善勧告や是正措置等が発動されることとなっている。法科大学院は少なくとも5年に一度、認証評価機関の評価を受けなければならない。評価結果は全て公表されるため、2009年3月には、68校の評価報告書を机上に並べ、どの法科大学院がどういう評価を受けたのかを一望できることとなる。

認証評価機関には、財団法人日弁連法務研究財団（以下「日弁連法務研究財団」という。）の他、独立行政法人大学評価・学位授与機構と財団法人大学基準協会があり、それぞれ独自の評価基準・評価方法と評価体制を備えている。法科大学院は、これら3機関のどれか

を任意に選び、評価を受ければよい。5年ごとに評価を受ける機関を変更してもかまわない。各評価機関とも、認証評価の実施に向け準備を進めてきたが、日弁連法務研究財団が、他機関に先駆け、2007年3月に駒澤大学（大学院法曹養成研究科）・早稲田大学（大学院法務研究科）2校の認証評価を行い、結果を公表したところである。

## II 認証評価のあり方

### 山本 崇 晶

#### 1 国民のための認証評価

##### (1) 司法サービスの最終ユーザーの視点

認証評価は、何よりも、司法サービスの最終ユーザーである国民のためになされなければならない。

法科大学院は、法曹養成を国民から受託され、然るべき質・量の法曹（の卵）を世に輩出する旨を国民に表明した。認証評価は、法科大学院がこのコミットメントをきちんと履行していることを、第三者として検証し、評価する役割を期待されている。従って、認証評価機関は、国民の方を向き、「法科大学院は学生にしっかりした法曹養成教育を施し、学生が然るべき水準に達しているかを厳格に査定した上で修了認定をし、送り出している」ことを確認し報告しなければならない。

ところが一方で、評価機関は、法科大学院から選ばれた上で評価料を受け、評価をするということとなっている。耐震強度偽装や粉飾決算の事件に見られるように、評価業務を受託したいがために甘い評価をする、摩擦・軋轢（評価機関にとってもエネルギーを要する）を避けんがために手を抜く、あるいは、単にラクをするために適当に流す、といったことにならないように、常に注意しなければならない。特に、今は法科大学院の形成期であり、司法改革の実現が法曹の質・量にかかっていることに鑑みると、ここ10年間の認証

評価の重要性はいくら強調しても強調しすぎることはない。

##### (2) 評価のポイントは2つ

設置から3年を経過したばかりの今の段階では、基本的に法科大学院設置基準に近似した基準をもって評価することになる。日弁連法務研究財団の評価基準も、設置基準にいくつかの評価項目を上乗せした形であり、①運営と自己改革、②入学者選抜、③教育体制、④教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み、⑤カリキュラム、⑥授業、⑦法曹に必要な資質・能力の養成、⑧学習環境、⑨成績評価・修了認定の9つの分野で47項目について評価することとしている。

しかし、「司法サービスの最終ユーザーである国民のための評価」という観点から見ると、①～⑨は重要度において同列ではない。要は、国民の要請する法曹を養成し、ある水準まで仕上がった学生を修了生として輩出してくれればいいのである。どのような方法で入学者を選抜しよう（勿論不正はダメだが）、どのような教員が何人で取りかかろうと、FDの実施がどうであろうと、また、どのような学習環境であろうと、修了生が所定の水準にあれば、ユーザーとしては許容範囲であり、あとはその法科大学院の創意工夫の範疇であるということもできなくはない。

とすれば、「国民のための評価」のポイントは「国民のために役立つ法曹を養成する教育をしっかりやっているか」という点と「学生の成績評価・修了認定を厳格に行っているか」という点の、2点に絞られる。この2点が欠けていては、およそ法科大学院の評価基準とは言えない。また、この2点さえ押さえれば、その法科大学院が国民に役立っているかどうかの評価は可能である。

この2点の評価にどう取り組むかが、評価の充実を決めるといって良い。

では、どう取り組むべきなのか。

## 2 法曹養成教育にしっかり取り組んでいるか

### (1) 国民の要請する法曹とは

法曹養成教育とは何か、いかにあるべきか、という問題の前に、まず、国民の要請する法曹とは何か、という大きな問題がある。今の（といっても相当に変容はしているが）、訴訟手続への関与を中心とした法曹イメージは、司法改革の実施・浸透の中で、さらに大きく変化していくであろう。訴訟は、法曹の業務の限られた一分野になっていく可能性もある。また、刑事弁護を行わない弁護士もあるであろう。「鋸や鑿や鉋のように」国民にとって使いやすい法曹が要請され、そのために法曹間で分業や専門家が進むことが求められるのであれば、それも法曹の一つのあり方となるであろう。いずれにしても、それは、国民が決めることである。

### (2) 法曹養成教育とは

次に、国民に要請される法曹に必要な資質や能力とは何かが問題となる。日弁連法務研究財団では、現在の法曹の姿を前提にして、法曹に必要な資質・能力を「2つのマインド・7つのスキル」に整理してみた。つまり、「職業使命感・責任感、法曹倫理」という2つのマインドと、「問題解決能力、法的知識（法情報調査能力）、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力」の7つのスキルである。これはあくまで仮説であり、各法科大学院において、調査・検討し、教育プログラムの中に落とし込んでいく必要のあるものである。

まずは、この「マインドとスキル」の検討が法科大学院のプログラム設計の前提であり、評価機関としてもこの点の検討を深めておかなければ、国民の要請に応える評価はできない。

日弁連法務研究財団では、認証評価事業の

付帯事業として、法曹に必要なスキルとマインドの内容、及びその養成方法の研究に取り組んでいる。いわゆる、日本版マックレート・レポートの作成である。

そして、法曹に必要なマインドとスキルを、どうやって養成するのか。つまり、どのような内容のことを、どのような教え方で修得させるのかというところの内容を、カリキュラム、教材、授業方法として具体化していく必要があり、それが法科大学院の法曹養成教育の実質となる。いわゆる「コア・カリキュラム」の問題であり、「双方向・多方向授業」や「臨床法学教育」の取組みである。この点が、いかによく練られ、実践されているかが、評価のポイントとなる。

### (3) 法科大学院での教育－臨床法学教育の位置づけ

法曹に必要なマインドとスキルを見極め、どの程度まで到達すべきかを策定した上で、どのような教え方、鍛え方をするのかは、まさしく教育現場での創意工夫の問題であろう。様々なアプローチがありうる。教育方法は、教育効果の検証を行いつつ改善されていくであろうから、評価機関としても、改善の状況を見つつ、評価の仕方を必要に応じ変更することを検討していくべきであろう。

ただ、臨床法学教育、特にクリニックやエクスターンシップは、法曹に対する社会の要請を受け止め、それに応えるマインドやスキルを養成する（スキルやマインドの重要性に気づくことも養成の一部であろう）には、不可欠の教育手法ではあるまいか。法律は人のつくった理屈であり、それを実地に活かす場でこそ、その使い方、使い勝手の良さ・悪さ、限界等を考え、また、問題解決という目的に向けて重要なのは、屢々法律というより、事実と証拠や関係者の考え方であることを学ぶことができる。法曹養成における「現場主義」の実践として、評価すべきであろう。

### 3 厳格な成績評価・修了認定をしているか (ポイントその2)

#### (1) 厳格な成績評価・修了認定

もうひとつのポイントは、法科大学院が、学生の学修到達度をきちんと評価し、必要な水準に達していない場合は、単位認定、修了認定をしないという点である。つまり、単位を与えるべきでない学生には単位を与えず、修了させるべきでない学生を修了させていないかどうかを評価する。国民に対する法科大学院修了生の質の保証という点で、非常に重要な評価項目である。

#### (2) 法科大学院修了生の到達水準

厳格な成績評価・修了認定の前提として、法科大学院が、単位認定にせよ修了認定にせよ、法科大学院の修了の段階でどの程度の水準に到達していなければならないかを認識していることが必要となる。

法曹養成教育の中で見ると、法曹に必要なスキルとマインドを、法科大学院ではどこまで修得させ、どの程度まで仕上げるのか、という問題である。到達水準は、まだ明確になっておらず、法科大学院間でコンセンサスが形成されているとも言いがたい。司法試験の合格や成績、さらには司法研修所入所後の修習での教官による評価が語られ始めたところである。

法科大学院では、司法研修所前期課程修了まで学生を仕上げるべし、という言い方があったが、具体的にどの程度のレベルかは明確ではない。法科大学院、司法研修所、継続教育、OJT等と連続していく法曹養成の中で、研修所の教育がどういう位置づけになるのか。いかなるスキルとマインドを養成しているのか、入所時点で修習生にどの程度の水準に到達していることを求め、修了時点でどの程度に到達することを求めるのか、等、法科大学院におけるのと同じ問題が存在する。それは、修習を終えて、実務に就く際に求められる水

準であり、国民の要請する法曹のあり方と深く係わる問題であって、社会情勢を見つつ研究し検討を深めていかねばならない事項である。

評価機関としても、各法科大学院でどの程度を水準と認識して成績評価や修了認定をしているのかを把握し、それが適切かどうかを評価していかなければならない。また、あるべき到達水準の研究・検討も必要である。

#### (3) 「厳格な成績評価・修了認定」の評価の仕方

「厳格な成績評価」は、まずは法科大学院自身が適切な成績評価基準を策定して（法科大学院全体としての成績評価方針・基準と、各教員による担当科目の成績評価基準・期末試験採点基準がある）学生に事前に開示し、その基準に沿った成績評価を実施することが必要である。

そして、法科大学院は、厳格な成績評価がなされているかどうかを自己点検・評価しなければならない。そのためには、定期試験の問題や答案を集中管理して、担当教員以外が点検したり、教授会等で成績分布、採点分布を開示して議論し、不自然な成績分布の科目については研究科長等が担当教員の説明を聞く等のことを制度化し実施することが想定されている。

評価では、法科大学院による成績評価基準の設定と、基準に従った成績評価がなされたかを検証する仕組みができあがっているかを確認し、法科大学院自身の検証結果を見るとともに、定期試験の答案やレポートの採点を、サンプルチェックにより検査するという方法を採用している。

なお、「厳格な修了認定」については、個々の科目の成績評価（単位認定）の厳格さのチェックをもってカバーできる場合が大半である。

### Ⅲ 「法曹養成教育」という評価基準<sup>1</sup>

江森 史麻子

#### 1 「法曹養成教育」という評価分野とその中の唯一の評価基準

日弁連法務研究財団の法科大学院評価基準は全部で47項目あり、それが9つの分野に分類されている。そのうち、第7分野は「法曹に必要な資質・能力の養成」という分野であり、簡略化して「法曹養成教育」とも呼ばれている。

この分野に属する評価基準はたった1項目、すなわち「法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。」のみである。そして、評価基準の注記において、「『法曹に必要なマインドとスキル』とは、社会から期待される機能を効果的かつ適切に果たすために法曹が備えておくべきマインドやスキルとして、各法科大学院が認識するものをいう。」と規定されている。

#### 2 評価分野・評価基準の位置づけ

もっとも、法曹に必要なマインドとスキルを養成することは、法曹養成の中核たる法科大学院のそもそもの使命そのものであるから、上記第7分野以外の分野の評価にあたっては、当然に意識されるべきものである。日弁連法務研究財団の評価基準は、大きく9つの分野（①運営と自己改革、②入学者選抜、③教育体制、④FD、⑤カリキュラム、⑥授業、⑦法曹養成教育、⑧学習環境、⑨成績評価・修了認定）に分かれているが、そのいずれもが、法科大学院として求められている水準を充たしているか、言い換えれば、法曹養成という使命に向けられているかを評価の基本として

いることは言うまでもない。

それにもかかわらず、日弁連法務研究財団があえて法曹養成教育を1つの分野として設定した理由は、「法曹に必要なマインドとスキルの養成」を法科大学院が全体として意識しているかを改めて問い直すとともに、法曹養成の視点からは重要であるが他の分野では評価の対象とならない取組みを積極的に評価する仕掛けでもある。

すなわち、たとえば法曹として重要なスキルの1つであると言える「コミュニケーション能力」を意識して養成しようとするれば、授業中の双方向・多方向の問答や討論を通じて鍛えること、グループ課題などコミュニケーションが必要な作業をさせること、リーガルクリニックなどの臨床教育を通じて依頼者の話を自分で聞き出す機会を得ること、ロイヤリングの科目の中でコミュニケーション技術について学ぶこと、あるいはフィールドワークが必要な科目を設けてその中で人の話を聞くこと、教職員が常に学生とのコミュニケーションを心がけること等々、さまざまな方法が考えられる。そのどれもが有益であるが、かといって、これら考えられること全てを必ずやらなければならないと言うものでもない。

法曹として必要とされるスキルを、3年間の法科大学院教育の中のどこでどのように養成するかは、まさに各法科大学院の工夫次第であるが、少なくとも法科大学院全体として、①法曹にはどのようなスキルとマインドが必要であり、②それらについて、どこでどのように養成していくのか、のコンセンサスがありかつ実践されていなければならない。このような法科大学院全体としての取組みを見るのが、第7分野なのである。

また、昼休みなどに先輩法曹の話を聞く機会を設ける、一般有識者など法曹のユーザー

1 本稿は、民事法研究会発行『ロースクール研究』No. 3の173頁以下に「法科大学院INDEX」「日弁連法務研究財団」として掲載されたものを、加筆修正したものである。

の講演を聴いて法曹が社会から求められている役割についての認識を得る等々は、法曹養成にとって有益であることは言うまでもないが、こういったカリキュラム外の取り組みは、第5分野のカリキュラムや第6分野の授業では評価の対象とならない。そこで、これらについて目を向け正しく評価することもまた、第7分野の役割である。

### 3 評価の方法

第7分野の評価にあたっては、まず、自己点検・評価報告書に、法曹として必要なスキルとマインドについてどのように検討して設定したか、それがカリキュラムや授業方法、カリキュラム外の取り組みとしてどのように展開されているか、等を記載していただく。

また、教員アンケートの質問項目に、授業の中で法曹に必要な資質と能力について意識しているかを問うものがある。

さらに、学生アンケートに、「授業や課外活動等で、法曹の使命と責任について考えさせられた機会はありましたか。それは、どんな機会ですか。」「授業や課外活動等で、法曹になったときに役に立つ能力を涵養していると感じる機会はありましたか。それはどんな機会ですか。」などの項目を設けている。(具体的質問事項は、変更されることがある。)

評価チームはこれらの資料を事前に分析した上、現地調査において、教員との意見交換、学生との意見交換、授業見学などで、その法科大学院の取り組み状況を実際に見聞した上、評価チーム報告書にまとめる。

評価委員会では、この評価チーム報告書をもとにして、その取り組みについて、A+、A、B、C、Dの5段階評価を行うのである。

### 4 トライアル評価での概況

これまで合計29校におよぶトライアル評価において、第7分野で非常に高い評価を得た学校は、残念ながらないと言って良い。

法科大学院開学直後のトライアル評価においては、まだ取り組みが緒に就いたばかりであり成果が上がっているとは評価できなかった例が多い。また、2年目以降では、法科大学院側が新司法試験に対して過敏になるあまり、司法試験・司法修習の先にある「法曹」という視点をなおざりにしていた例も少なくない。

しかしながら、法科大学院が「法曹養成の中核」たる使命を社会から付託されている以上、その教育の過程においても、社会に求められる法曹像の探究と、それにもとづいた法曹に必要な資質・能力の涵養が中心課題でなければ、社会の信頼は得られないであろう。社会の信頼を勝ち得る法科大学院とするために、日弁連法務研究財団の評価が何らかの推進力になれば幸いである。

### 5 「法曹養成」に意識を向ける必要性

ところで、認証評価事務局として各法科大学院の教員の先生方と意見交換するとき、この第7分野の必要性に疑問を投げかけられたり、あるいは、司法試験に受からせることだけで手一杯で法曹養成などという呑気なことを考える暇はないという率直なご意見をいただいたりすることがある。

また、法科大学院で学んでいれば、多くの実務家教員とのふれあいなどを通じて自然と良き法曹を目指す精神を育てているはずであるから、ことさらに「法曹養成」に関する自覚的な取り組みを行わなくても、それなりに使命は果たしているのではないか、というご意見もある。

しかしながら、法科大学院の最初の修了生である新60期の司法修習生の状況を見る限り、やはり、全国的にこの「法曹養成教育」への取り組みに不足があると言わざるを得ないのである。すなわち、弁護士会修習委員会などを通じて集められる弁護士会修習担当者の意見として、新60期の修習生は、コミュニケーション能力や法情報の調査能力などにおいては

従来の修習生よりも優秀であると言われる反面、「マインドがない」であるとか「どのような法曹になりたいかを語れない」という意見がある。このうち「マインドがない」というのは、修習担当者の抽象的な意見に過ぎないが、従来は、合格率数パーセントの旧司法試験を突破したこと自体が、一定の矜持を持つ礎となり、あるいは幸運に感謝して社会貢献を誓う源となりえたのに対して、新司法試験合格者はこれに欠けるということは事実であろう。

このように見たとき、法曹に必要な資質および能力、とりわけそのマインド面について、法科大学院で、より意識的に教育していただく必要があることを感じるのである。

また、前述のように、法曹に必要な能力のうちの法情報調査力やコミュニケーション能力については、新60期修習生を見る限り、法科大学院教育の成果が一定のレベルまで達しているとはいえるが、これらについても、法科大学院の側で、近い将来、法曹になった修了生に聴き取りを行うなどして、より具体的な検証と改善努力がなされることを期待したい。

## 6 法曹に必要な資質・能力についての仮説 — 2つのマインド・7つのスキル

すでに述べたように、「法曹に必要な資質・能力」が何であるかは、各法科大学院において検討され設定されるべき課題である。しかしながら、法科大学院教育が始まったばかりの現在、日弁連法務研究財団では1つの仮説ないしモデルとして、2つのマインドと7つのスキルを設定した。これについては、すでにいろいろな機会に発表しているところであり、諸方面からのご意見も賜っているところであるが、念のため、以下に紹介する。日弁連法務研究財団は、今後も法曹にいかなる資質と能力が必要かについて研究を進めていくところであり、よりいっそう幅広いご意見を

賜りたい。

### (1) 法曹に必要な資質— 2つのマインド

#### ① 法曹としての使命・責任の自覚

司法制度の担い手として果たすべき使命・役割を理解し、それを適正に果たすため必要な責任感を涵養すること。「職業法曹として社会で果たすことを期待されている役割」をしっかりと理解することは、スキルの学習にあたっても有効である（スキルの活用のイメージを前提とすることで効率的な学習が可能となる）。

#### ② 法曹倫理

法曹として職務を遂行するにあたり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則を理解すると共に、裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するにあたり要求される高い倫理観を涵養すること。弁護士にとっての「依頼人の最大の利益を追求」はここに含まれる。また、少なくとも以下の内容を含むことが求められる。

- ・法曹三者の倫理に関連する法令、倫理規定、基準の内容を理解すること。
- ・弁護士倫理につき、忠実義務・真実義務・利益相反・秘密保持の内容を十分に理解すること。
- ・弁護士の綱紀・懲戒手続等の制度を理解すること。

### (2) 法曹に必要な能力— 7つのスキル

#### ① 問題解決能力

社会に生起する様々な事象に関して何が問題かを発見し、その解決策を策定、提示し、推進することのできる能力。問題解決手法の知識と選択能力を含む。他のスキル（法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力）を駆使して、アウトプットをもたらすことのできる総合力である。他のスキルはあくまで問題解決という目的に向けられてこそ意味をもつということを認識することが必要である。

少なくとも、問題解決能力の内容とその重要性を理解することが必要であり、具体的には以下の内容を理解することが求められる。

問題解決には様々なアプローチ（法的、経済的、政治的等）があり法的アプローチにも様々な手法（訴訟、仲裁、調停、和解等）があること、及び各選択肢の特質。

スキル相互間の関係と、全てのスキルは問題解決に繋がることの理解。

## ② 法的知識（基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査）

基礎的な法分野につき深く理解するとともに、少なくとも1つの専門的な法分野に対する基本的な知識を獲得すること。また、必要な法情報を漏れなく、かつ迅速に調査する能力。少なくとも日本の法制度については、相当の調査を行えば内容を的確に理解する能力を要する。具体的には以下の能力を習得する必要がある。

具体的事実や問題につき関連する国内法令を網羅的に抽出する能力。

国内法令につき適用例（裁判例や行政での運用）や制定背景を調査する能力。

インターネット等の情報源や電子データベースから調査する能力。

（注） なお、基礎的法知識及び専門的法知識については、科目構成及びその成績評価で評価対象としているのでそちらに委ねることとし、第7分野を評価する際は、専ら法情報調査を対象として評価する。

## ③ 事実調査・事実認定能力

必要な事実を調査する能力、および解決すべき問題に関する事実関係を、各種証拠に照らして正確に分析・把握する能力。この内、事実調査能力や証拠収集の技法は実際に法曹実務に就いてからの習得が中心となる。したがって、法科大学院では以下の点の理解が中心となると思われる。

・事実認定の基本的仕組み（主要事実、間接事実、直接証拠、間接証拠、経験則、間接

事実による主要事実の認定等）。

・証拠能力（証拠収集ルールを含む）、証拠力、証拠評価（証言の信用性等）、証明度、裁判上の証明と科学的証明との関係。

・証拠の種類やそれらを収集する方法・技術のあらまし（事実を引き出す質問の方法等）。

## ④ 法的分析・推論能力

解決案の策定に向けて的確に法的分析・推論を行い、その適用等を経て妥当な法的結論を導き出す能力。具体的には、事案に対して適用される法を見出し、その法の効果、要件を整理した上で、事実を主要事実、間接事実等に整理し、法的結論に至る論理的道筋を整理する能力である。法律効果と事実との関係（法律効果、要件事実・構成要件事実、主要事実、間接事実、その他の事実）の基本的しくみ、及び立証責任と要件事実・構成要件事実の関係の理解と、それに基づく分析の訓練が必要になる。この上で証拠と証明責任のルールにより事実認定がなされ（事実認定能力）、法的結論が導かれることとなる。

## ⑤ 創造的・批判的検討能力

現行の法制度や実務を、適正かつ根本的な問題解決という視点から批判的に検討し、発展させていくための創造的な提案をする能力。法の空白地帯に対して立法を提案できる力、判例の無い問題に対して新判例をつくる力であり、現行の実定法や判例を相対化する能力ということもできる。この「創造的・批判的検討能力」の内容及び重要性を理解することが求められる。

## ⑥ 法的議論・表現・説得能力

自分の意見を表明し、理論的、説得的に法的な議論を展開する能力及び事実・問題・結論・理由等を、口頭及び文書（図等も含む）により第三者に解りやすく表現する能力。国際会議や交渉の場に耐えうる法的議論を行う能力や、国際的に通用する文書を作成する能力の習得も目指す。具体的には、以下の内容の習得を含む。



- ・ 法的問題を検討するメモ（事実関係、問題、適用法規、結論、理由等を整理したメモ）を作成する能力。
- ・ 問題に対する自分の意見と理由を明確に口頭で述べる能力。
- ・ 問題に対する自分の意見と理由を明確に文書で表現する能力。
- ・ 相手方の理解を補助する図表や映像等を利用する方法。
- ・ 問題に対する結論に向け効率的に議論をする能力。
- ・ 交渉をする力、技法。

#### ⑦ コミュニケーション能力

カウンセリング・面接・交渉・メディエーション等の、問題解決のために法曹として必要とされるコミュニケーションの技法や能力。とりわけ、「人の話をきちんと聞き、その人の考えや背景にある関心を適切に酌み取る」能力や態度は重要である。具体的には、コミュニケーション能力の、法曹としての業務の中での位置づけや重要性、まずは「素直に聞く」ことが重要であること、「質問する能力」「語られていることの信用性を見抜く能力」「語られていない部分を聞き出す能力」等の、コミュニケーションの基本的な重要事項を理解することである。つまり、コミュニケーションの基礎的部分の習得までであり、さらに具体的な技能の習得や技能向上は、修了後の実務での訓練によることとなる。

## IV 評価と資料

持 田 光 則

### 1 はじめに

2007年3月、日弁連法務研究財団から法科大学院の認証評価の報告書がはじめて世に発表された。日弁連法務研究財団では、3月に報告書が公表された2校の認証評価とその準備として29校を対象とするトライアル評価とで延べ31校の法科大学院の評価が行われてお

り、法科大学院の認証評価報告書がはじめて世に送り出されたのを機会に、これらの評価の業務に事務局員として関わってきた立場から、感想を交えて法科大学院教育を外部から評価する際の資料整理にまつわる取組みの状況を報告したい。

### 2 トライアル評価初期段階の資料収集

日弁連法務研究財団は、法科大学院の認証評価事業に参入するまで、教育評価に関する経験は全くなかったとあってよい。事業の立ち上げ段階は、法科大学院がどのような情報をどのような資料形態で保管しているかといった情報もなく、全てが手探りの状態ではじめられていた。

日弁連法務研究財団による評価の基本的な方針は、法科大学院の負担を軽減することと実質的な評価をすることにあり、法科大学院の保有する既存の資料を提出、閲覧を中心としており、トライアル評価を開始した初期の段階で提出・閲覧を求めた資料としては、学則等の規則、各種会議議事録、シラバス、設置申請書およびその付属書類、入試答案、定期試験の答案などで、他の資料はトライアル評価の対象校との調整しているうちにその資料の存在が明らかになり、提出・閲覧を求めていくといった状況だった。

法科大学院に限らずおよそ学校の運営というものに関わったことのない私にとって意外だったことは、これらの資料の提出や閲覧を求めた法科大学院のうち複数の少くない校数の法科大学院から、入試答案や定期試験の答案を保管していないという回答が寄せられたことである。ある法科大学院では、入試答案などの資料は終了後処分されており、また、定期試験の答案は、科目を担当した教員が保管を任せており、既に答案を破棄してしまっていた教員や退任してしまっていた教員の担当科目の答案は、そろわないというのである<sup>2</sup>。法科大学院における（法学部や他の学部、大

学院教育でも同様であると思うが) 教育に関する責任の主体は、当該法科大学院であるはずであるのに、全て教員に任せてしまいその後の資料の管理や後の検証の資料ともなるはずの資料が、法科大学院に保管されていないという状況には、強い違和感を持った。もちろん入試答案や定期試験答案を永久保管することを方針として、法科大学院(大学本体の方針と思われる)が保管・管理しているといった、前記とは対照的な法科大学院もあり、この段階での資料保管に関する取扱いは、法科大学院によって千差万別であったということができる。

### 3 評価機関としての資料保管の要請

以上のような状況では、外部から法科大学院を評価するときに十分な検証を行うことは望めず、評価の目的を達することはできなかった。

そこで、評価を行うにあたり法科大学院に一定の資料の保管を要請するためその項目を整理するために日弁連法務研究財団の評価に関わる研究者教員を中心にご意見を頂きながら、別紙の一覧に整理した。

この一覧表は、既存の資料を中心に保管を要請することを基本として取りまとめたものであるが、既存の資料のみでは効率的な情報収集を困難とするため成績分布表など新たに作成を求める資料も含むこととなった<sup>2</sup>。

また、法科大学院によって保管されている資料の呼称や同じ名前の資料でも内容の異なる場合があるため、概括的な資料項目となり説明を要する資料項目も残されてはいるが、評価に際して法科大学院にどのような資料が

あり、どの範囲で準備するかという調整に必要な作業は大幅に削減することができた。

(なお、別紙の一覧表は評価を行うに際して最低限保管を要請する資料の範囲であって、評価に際して全てを提出・閲覧して検討するものではなく、検討の範囲はその大部分が過去1年分の範囲である。過去3年ないし5年の資料保管を要請している資料は、評価に際して過去に遡って検討を要する事項が生じた場合に提出・閲覧して検証するため、保管を要請することとしたものである。)

この一覧表は、2006年6月開催の法科大学院協会シンポジウムなどで法科大学院に配布し、その後のトライアル評価や本評価を受けると法科大学院も概ねその内容での資料保管を実施していただくこととなった。

### 4 他の評価機関との調整

また、法科大学院の認証評価を実施する評価機関が複数あることから、評価機関を法科大学院が選択・変更できるよう、別紙の一覧表を作成するにあたっては、評価のために保管を要請する資料を統一するため、日弁連法務研究財団と大学評価・学位授与機構の認証評価の事務局レベルで調整が行われたが、評価基準のつくりの違いから、統一した一覧表等を作成するには至っていない<sup>4</sup>。

### 5 最後に

以上のような法科大学院認証評価に関する検証資料の調整作業に関与し、また、この間の法科大学院の活動を見て感じるところは、法科大学院の設置当初、従前の学部教育の慣行を引きずっているかに見えたところが、急

2 その背景には、これまでの法学部の慣行と、立ち上がったばかりの法科大学院の限られた人員と予算の中で、全ての学生の入試答案や定期試験答案などを全て保管するということが困難と思われていたことがあると思われる。

3 もっとも成績分布表は、多数の法科大学院で作成されており、その作成を財団の評価を受ける法科大学院に要請することとなった。

4 大学評価・学位授与機構の評価基準には、資料の適切な保管を要請するものがあり、法科大学院の責任において保管する資料の範囲や期間を決めるというつくりになっている。

速に改革を進めているということである。その要因としては、法科大学院の競争が激しくなり体制の確立を迫られていることもあるが、法曹養成という社会的責任の大きい教育機関であることの認識が、各法科大学院の中心と

して活躍する先生方だけでなく、より多くの教員の中に浸透し、改革を進めやすい環境に変化しているように感じられる。多くの法科大学院が設置3年を経てさらなる発展を遂げることを期待したい。

別紙

	資料項目	保管の範囲
1	設置申請書類（補正申請書を含む。）	
2	年次計画履行状況報告書（補足説明資料を含む。）	-
3	大学・法科大学院学則及び規則（文書管理規則を含む。）	-
4	教授会・各種委員会議題・議事録・議事メモ	5年度分
5	法科大学院パンフレット	3年度分
6	入試要項（申し込み書類）	3年度分
7	入試結果一覧表（受験者の成績のわかるもの）	5年度分
8	入試問題	3年度分
9	入試答案	3年度分
10	入試面接実施要綱（試験官用）	5年度分
11	入学者の履歴（出身学部・社会人経験等の内容）のわかる資料	3年度分
12	FD実施記録・資料（FD委員会議事録、授業参観・外部研修の記録など）	3年度分
13	学生授業評価アンケート記録（取りまとめ）	3年度分
14	教員による授業の自己点検報告書（作成した限りで）	3年度分
15	時間割表	3年度分
16	学生便覧・履修要綱	3年度分
17	シラバス	3年度分
18	科目毎の成績分布表	5年度分
19	科目毎の個人別成績集計表（個人別の成績判定の根拠内訳のわかるもの）	5年度分
20	定期試験問題	5年度分
21	定期試験答案・採点表（個人別の素点を一覧表にしたもの）	3年度分
22	定期試験以外の成績評価の基礎となる資料（出席状況・中間テストなど）	3年度分
23	授業で配布したレジュメ、資料、教材等	1年度分
24	クリニック／エクスターンシップ受講生のレポート、守秘誓約書	1年度分
25	修了認定の判定の基礎とした資料（修了試験関係資料、GPA一覧など）	5年度分

注 ①「保管」の年数は、現地調査の年度の前年度から数えて何年度分保管しておいて頂きたいかを記載したものです。ご提出頂くか現地調査の際の閲覧させて頂くかは適宜ご相談させて頂きます。  
 また、ご提出頂くか閲覧させて頂く資料は、調査時から過去1年分が原則で（7、10、12、13は2年分～3年分を予定しています）、保管分を全部提出・開示頂くというものではありません。  
 提出・閲覧分より以前の資料は、特に確認する必要が生じた場合のみ参照させて頂きます。  
 ②入試関係の資料は、既修者認定の資料を含みます。

## V 認証評価基準（主として多段階評価） の期待するもの

青戸理成

### 1 はじめに

いよいよ2007年度から、認証評価3機関による法科大学院の認証評価が本格的に始まることになる。日弁連法務研究財団においては、他の2機関に先立って、2006年度に駒澤大学（大学院法曹養成研究科）及び早稲田大学（大学院法務研究科）2校の認証評価を実施し、2007年3月26日に評価結果を文部科学大臣に通知するとともに、日弁連法務研究財団 Web サイト上に公表した。

法科大学院における認証評価は、これまでの大学評価と違い、法曹養成機関としてふさわしい教育を行っているか、という視点が入るため、法曹実務家の視点が入ってこざるを得ない。法曹資格は、最終的には司法試験の合格と司法修習の修了により付与されることになるが、法科大学院の教育と司法試験、司法修習は、有機的連携の確保が求められている。そこで、法科大学院における教育においても、法曹を養成するという視点が必要であり、当該視点が認証評価の基準に反映されている。

法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の評価するという立場にあって、日弁連法務研究財団が自らの設定する認証評価基準にどのような期待をこめているのか、これまで私が事務局に参加して以降（2005年度以降）のトライアル評価への関与を通じて感じているところも含めて述べてみたい（以下に含まれる見解は、あくまで個人的見解である）。

### 2 認証評価基準の区分と位置づけ

日弁連法務研究財団の定める認証評価基準は、法科大学院の教育課程、教員組織その他

教育研究活動の状況の評価するために日弁連法務研究財団によって定められ、2004年8月31日に評価基準も含めて評価機関として文部科学大臣の認証を受けている。その後、2004年秋学期に3校、2005年度春学期に5校、同秋学期に9校のトライアル評価を実施し、その結果を踏まえ、2005年12月に評価基準を改定し、文部科学大臣に届け出て、現在に至っている。

日弁連法務研究財団の定める認証評価基準は、①法令に由来する基準、②重要と考える評価基準、③充足が望ましいと考える評価基準の3つに区分される。いずれの基準も多段階評価を行う基準と合否判定のみを行う基準に整理される。多段階評価を行う基準は、A+、A、B、C、Dの5段階評価に分かれ、D評価は、不適合評価となる。合否判定の基準は、適合、不適合の評価のみを行う。

①法令に由来する基準とは、法令が法科大学院に対して求める事項を基準としたものであり、いずれかひとつでも合否判定における不適合評価または多段階評価におけるD評価がなされると、法科大学院の認証評価として、不適格認定がなされる基準である。②日弁連法務研究財団が重要と考える基準は、法令に由来するものではないが、法曹養成という視点から見て重要と考えるものであり、この基準で不適合評価・D評価がなされた場合も、原則として法科大学院の認証評価として不適格認定がなされる基準である。③充足が望ましいと考える基準は、法曹養成という視点からみて、日弁連法務研究財団が充足が望ましいと考える基準であり、この基準で不適合・D評価がなされても、法科大学院の認証評価として不適格認定はなされない基準である。日弁連法務研究財団の定める9分野47の基準のうち、27の基準が①法令に由来する基準であり、7の基準が②日弁連法務研究財団が重要と考える基準であり、13の基準が③充足が望ましいと考える基準である。また、31の基

準が多段階評価基準であり、16の基準が合否判定基準となっている。

いずれの基準にも共通するのは、多段階評価基準におけるC評価以上及び合否判定基準における適合評価は、法科大学院として最低限の水準を満たしているという評価であることである。したがって、全ての多段階評価基準でCであっても、合否判定基準で不適合評価がなされない限り、法科大学院として適格認定がなされるということである。多段階評価におけるA+、A、B、Cは、法科大学院として最低限の水準を満たしている事項について、さらに取組みの充実度の評価を示しているに過ぎない。

### 3 合否判定の基準

合否判定の基準は、主に形式的な数値基準が達成されているかどうか（教員数、学生数、単位数など）をみる場合や各法科大学院が定めた基準に基づき実施がなされているかどうか（入学者選抜の実施、成績評価の実施など）をみる場合等、多段階評価になじまない事項に用いられる基準である。合否判定の基準は、数値基準が達成され、又は法科大学院が定めた基準に基づく実施がなされていれば、適合の評価がなされる。

### 4 多段階評価の基準

多段階評価の基準は、法科大学院として最低限の水準を満たしているかどうかという評価を超えて、法科大学院の取組みがいかにか充実しているかをA+、A、B、Cの多段階で評価するものである。抽象的な評価の目安としては、A+は、「当該法科大学院の取組みが卓越している」、Aは「非常によく実施できている」、Bは「よく実施できている」、Cは「実施できている（最低限必要な水準に到達している）」、Dは「実施できていない（最

低限必要な水準に到達していない）」とされている<sup>5</sup>。

### 5 認証評価基準の期待するもの

日弁連法務研究財団の行う認証評価は、ユーザーの視点、法律実務家の視点、法科大学院の自己改革の視点をもってなされることが特徴である。また、日弁連法務研究財団の行う認証評価は、法曹養成教育の研究を行い、これに裏打ちされた評価及び支援を実施することとしている。そこで、日弁連法務研究財団の認証評価における評価基準は、多段階評価におけるD評価、合否判定基準における不適合評価においては一定の水準を求めるものの、それ以上の評価については、多角的視点から各法科大学院の取組みの充実度を評価することになるものと思われる。すなわち、多段階評価において、A+、A、B、Cの段階付けが示すのは、絶対的な到達点までの到達度や唯一の取組みの実践の有無ではなく、各法科大学院が各自取り組んでいる現状を評価して、取組みとして充実しているかどうかを評価することになると思われる。そこには、法曹養成教育の研究結果が反映されるため、おのずから法曹養成教育の到達度と相関関係が生じる場合もあると思われるが、評価にあたって行われている議論は、あくまで取り組みとしてどれだけ実施（充実）できているか、という観点からの議論である。

なお、日弁連法務研究財団の認証評価は、法科大学院の適格性を判断するという役割、すなわち適格・不適格を認定する役割を超えて、認証評価を受けた法科大学院の自己改革の一助としての役割、そして、一般社会への情報開示の役割を果たすことを期している。日弁連法務研究財団の認証評価によって、当該法科大学院の現状と課題が当該法科大学院だけではなく広く一般社会に伝わるのが、

5 個々の多段階評価における基準は、当該基準に合った形で判定の目安が設定されている。

法科大学院をユーザーの視点から再評価することにもつながると思われる。また、日弁連法務研究財団の評価報告書は、「当該法科大学院の現状」と「当財団の評価」、「多段階評価」（「合否判定」）に分かれており、評価だけでなく事実を公表することになるため、事実を前提とした評価が一般社会にどう受け止められるかは、一般社会の評価を待つことになろう。

以上のように、日弁連法務研究財団の認証評価基準は、事実を詳細に示しあえて多くの基準で多段階評価を行っている。多段階評価で法科大学院の法曹養成教育の充実度を示すことにより、日弁連法務研究財団の評価が法科大学院の法曹養成教育の発展の一助となり、また一般社会における評価の一助となることが期待されていると考えることができるであろう。

## 6 最後に

法曹養成養育という観点からの評価はまだ始まったばかりであり、絶対的な評価が定着している段階ではないと思われる。そのような中で、各法科大学院の教育が発展するための一助となる評価がなされるとともに一般社会にも信頼される評価にしていくことがこれからの課題ではないかと思われる。

## VI 認証評価と司法試験の関係についての雑感

石井 邦尚

### 1 はじめに

2006年9月、第1回新司法試験の結果が発表され、法科大学院関係者や法曹関係者などの注目を集めた。各法科大学院の合格者数や

合格率を上から並べた一覧表を目にすることもある。合格者数や合格率という数字は、単純でわかりやすく、一見客観的なので、そのインパクトは小さくない。上記一覧表を、あたかも「法科大学院ランキング」のように受け止めた人も少なくないであろう。しかし、下記に述べるとおり、司法試験合格者数や合格率のみで各法科大学院を評価するのは相当でない。

ところで、法科大学院の認証評価にあたり、財団は、司法試験の合格者数や合格率は評価対象とせず、一方、大学評価・学位授与機構はこれらの評価対象とするとしている。ここでは、その是非については論じないが、認証評価と司法試験の関係について、私の思うところ、雑感を述べたい。

## 2 司法試験結果は法科大学院の評価をあらわすか

私は、日弁連法務研究財団が2004年度から行っているトライアル評価について、事務局としてお手伝いさせていただいているが、そこでの評価と2006年度の司法試験結果とは、必ずしも一致していない（一致している法科大学院もあれば、司法試験結果を見て意外に感じた法科大学院もある）という印象<sup>6</sup>をもっている。司法試験は、（あるべき）法科大学院教育の成果を評価するものであり、それに相応しい試験となるよう、様々に工夫され、さらなる改善の努力がなされている。認証評価も法科大学院教育を中心に評価するものであり、司法試験結果と認証評価結果がある程度一致していくことが理想であろう。

しかしながら、試験により法曹に必要な資質と能力を全て試すことは不可能もしくは著しく困難であるというのが、法科大学院を中

6 トライアル評価は、評価基準や手続規則が円滑に機能するかを検証すると共に評価判定方法を確立し、また、評価を行うための事務的なノウハウを習得することを目的としている。各校とも一部の評価基準のみを評価しており、法科大学院毎に評価した項目が異なる。また、評価時期も異なる。したがって、トライアル評価の結果により、各法科大学院を客観的かつ公平に比較することはできず、あくまでも「印象」ととどまる。

核とするプロセスによる法曹養成という新しい法曹養成制度導入の理由の一つであった。司法試験には、科目の制約、試験方法の制約（例えば、筆記試験のみで口述試験などはない）、試験期間の制約（一回の試験の出来不出来のみで判断せざるを得ない）など、様々な制約がある。また、教育プロセスを評価する認証評価と異なり、司法試験は、修了生の学修成果を試すものであるから、法科大学院生自身の資質・能力<sup>7</sup>や学修環境<sup>8</sup>などにも影響を受ける。このような制約があることのみを考えても、司法試験合格者数・合格率が、各法科大学院の評価を直ちに示すものと考えすることは不適切である。

### 3 法科大学院の真価は何によって問われるべきか

さらに、そもそも各法科大学院の真価は、これからの法曹界を創り担っていく人材をどれだけ育てたかで問われるべきものであろう。新しい法曹養成制度は、「法曹の人的基盤の確立」すなわち法曹の質と量の拡充のために導入されたが、法科大学院に期待されているのは「質の確保」である（量だけならば旧司法試験合格者数を増やすだけでよい）。「質の確保」にも、人数が増えても質を低下させないという意味と、それを超えて、新しい社会の要請に応える（これまでと異なる）資質・能力を備えさせるという意味の二つが含まれているが、法科大学院制度は、この二つ、特に後者の意味の質の確保を目指して導入されたものといえる。単に法曹の数を増やすこと

に貢献したというだけで、その法科大学院が高く評価されるものではない。このような「質の確保」に貢献しているか、これからの法曹界を創り担っていく人材をどれだけ育てたかということは、司法試験合格者数、合格率だけではわからないものである。司法試験合格者数、合格率を直ちに法科大学院の評価に結びつけるという態度は、法科大学院教育を歪める危険性があることに注意すべきと思う。

### 4 エンドユーザーの関心

司法試験合格者数、合格率にもっとも関心があるのは、法科大学院への入学希望者であろう。そのため、より良い入学者を集めたい法科大学院にとってもある程度関心を持たざるを得ないことも理解できる。

しかしながら、一般市民や企業、すなわち司法のエンドユーザーからすれば、司法試験合格者数や合格率は、本質的な関心事ではないはずである。興味本位での関心はあるだろうが、エンドユーザーにとっては、目の前にいる弁護士、裁判官、検察官の出身法科大学院の合格率が高いか低いかなどではなく、良い法的サービスを提供する法曹かどうかの方が重要である。それを判断するために、将来的には、「〇〇法科大学院出身ならば安心だ」などといった評価がなされることもあろうが、こうした評価は、その法科大学院出身法曹の社会での活躍により形成されていくべきものである。

もっとも、合格者数や合格率という数字は、単純でわかりやすく、一見客観的<sup>9</sup>なため、「〇

7 もちろん、良い教育を行うことにより、より多くの良い学生が入学を希望するようになるというのが正しい姿である。しかし、中長期的にはそのように言っても、数年程度は、司法試験合格者数・合格率は、入学時点での学生の資質・能力に負うところも小さくないであろう。

8 例えば、仕事を持ちながら夜間に学ぶ社会人学生は、司法試験合格のためには不利な立場に置かれている。しかし、夜間部を開設し、社会人を積極的に受け入れることに、社会的意義を否定する者はあまりいないであろう。司法試験合格者数や合格率だけで評価されれば、そのような法科大学院は低評価となりかねないが、それが正しいとは到底思えない。

9 何人合格したか、何パーセントの合格率かという数字自体は客観的である。しかし、その数字を、例えば法科大学院教育の評価に直接結びつけることは「客観的」とは言い難い。

○法科大学院出身ならば」という評価が、司法試験合格者数・合格率に基づいてなされてしまう懸念もある。出身法曹の社会での活躍といっても、その評価は目に見えるような形にはなかなかならない。情報入手の容易さという点からも司法試験合格者数・合格率に分がある。しかし、司法試験合格者数・合格率と法科大学院教育の評価を直接結びつけることの問題点はこれまで述べたとおりであり、そのような傾向が強まることには歯止めをかける必要がある。そして、認証評価にはそのような役割も期待されていると思う。

## 5 認証評価の役割

認証評価には、第一に、法科大学院の適格性を判断するという法律上の役割があるが、それに加えて、認証評価を受けた法科大学院の自己改善の一助という役割、さらに一般社会への情報発信という役割がある。司法試験の受験資格に、法科大学院の修了を原則として要求することにより、司法を支える人的基盤たる法曹を、原則として法科大学院修了者に限定するという制度が取られた以上、法科大学院教育について、社会への情報発信が求められることは当然ともいえる。このような特別の地位を与えられた法科大学院制度を維持するためには、法科大学院教育への社会の信頼を維持することが不可欠だからである。そのために、認証評価の結果は公表することが法律上義務づけられているといえる。

上述のとおり、一般社会すなわちエンドユーザーの視点からすれば、各法科大学院の真価は出身法曹の社会での活躍により評価されるべきものであるが、その評価が形成されるには時間がかかるし、それは目に見えるような形にはなかなかならない。法科大学院制度において、一般社会に対し、まとまった形で明確に発信される情報として制度的に用意

されているものは、司法試験結果を除けば、認証評価の結果しかない。認証評価も、出身法曹の社会での活躍を評価するものではないが、将来的に各法科大学院への評価が形成されていくまでの間、一般社会、エンドユーザーが、司法試験結果に過度に依存することなく、適切に判断をくだせるよう、情報を発信していく役割を認証評価は担う必要があると思う。

なお、このような役割を果たすためには、公表される認証評価結果が、一般社会、エンドユーザーから見て、明確でわかりやすいものであることも必要である。そうでなければ、結局、司法試験合格者数や合格率のみで法科大学院の評価がなされることになりかねない。このような観点からすれば、日弁連法務研究財団の認証評価において、(批判もあるとは思いますが)複数の評価基準や各評価分野に、A+、A、B、C、Dという多段階評価を行うことは評価されるべきと思う<sup>10</sup>。

## 6 最後に

各法科大学院出身者は、司法修習などを通じても外からの評価を受けている。しかしながら、司法試験結果と認証評価結果は、明確に目に見える形で示されるだけに、その影響力は大きい。将来的に、法科大学院制度への社会の信頼が確固たるものとなり、良い教育を行っている法科大学院への社会的評価も定まっていけば、一般社会との関係での認証評価の役割は、相対的に軽くなっていくであろう。それまでの間は、充実した認証評価を行い、司法試験結果のインパクトに負けないだけの、中身が充実した、わかりやすい評価報告書を公表するよう、工夫していくことが必要と考えている。

10 同時に、あえてこのような多段階評価を受けることを選ぶ法科大学院の姿勢も評価すべきであろう。